

前橋市農業集落排水取付管設置取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）以外の者が農業集落排水処理施設（前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（令和4年前橋市条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する農業集落排水処理施設をいう。以下同じ）を使用するために行う取付管設置の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「取付管設置」とは、農業集落排水処理施設を使用するために管理者以外の者が取付管（条例第5条第1項の取付管をいう。以下同じ）を公道等に自費で工事を行い設置することをいう。

(承認要件)

第3条 管理者は、次に掲げる要件について審査し、いずれにも該当すると認めるときは、取付管設置を承認するものとする。

- (1) 建築物の敷地が農業集落排水処理施設の本管（構造上直接流入することができない排水管を除く。以下「本管」という。）に面していること。
- (2) 農業集落排水処理施設の能力に支障を及ぼさないこと。
- (3) 農業集落排水処理施設の構造又は機能に支障を及ぼさないこと。
- (4) 設置しようとする取付管を自然流下方式により本管に接続することができること。
- (5) 工事の完成後、管理者への帰属を承諾すること。
- (6) 工事の施工は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する土木一式工事について、同法第3条の許可を受け、前橋市建設工事競争入札参加資格者名簿の土木一式での登録業者であること。
- (7) 農業集落排水取付管設置における設置基準を満たすこと。
- (8) 建築用途は一般住宅（一般住宅以外であつて、別表に定める制限値を超えない場合は、この限りではない。）であること。
- (9) 取付管設置を希望する建築物が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設でないこと。
- (10) 住宅建築に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の許可が必要な区域においては、許可を得ること。

(11) 新築の場合は建築確認申請の許可を得ること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(承認の申請)

第4条 管理者は、取付管設置を希望する建築物に居住する世帯主又は所有者に対し、農業集落排水取付管設置承認申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

(承認の決定等)

第5条 管理者は、前条の規定による提出があったときは、必要な審査を行い、取付管設置の承認又は不承認を決定し、承認を決定したときは農業集落排水取付管設置承認決定通知書（様式第2号）により、不承認を決定したときは農業集落排水取付管設置不承認決定通知書（様式第3号）により、農業集落排水取付管設置承認申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による通知をしたときは、取付管設置の承認を決定した申請者に対して、工事の施行に必要な道路占用許可の申請等を行うよう指導するものとする。

(工事着手届の提出及び材料承認)

第6条 取付管設置の承認の決定を受けた申請者（以下「取付管設置の施行者」という。）は、取付管設置の施行に必要な許可等を受け、工事に着手しようとするときは、管理者に工事着手届（様式第4号）を提出しなければならない。

2 取付管設置の施行者は、前項の工事着手届の提出に先立ち、その使用材料を明らかにした材料承認願いを提出し、管理者の確認を受けなければならない。

(関係法令等の遵守)

第7条 取付管設置の施行者は、施工に当たり、建設業法その他の関係法令等を遵守しなければならない。

(工事の完成に係る検査)

第8条 取付管設置の施行者は、工事が完成したときは、工事完成届（様式第5号）を管理者に提出し、管理者が指定する検査員により検査を受けなければならない。

2 前項の規定により管理者の指定を受けた検査員は、速やかに当該工事の検査を行い、農業集落排水取付管設置工事検査調書（様式第6号）を作成し、検査の結果を管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による報告があったときは、検査の結果を農業集落排水取付管設置工事検査結果通知書（様式第7号）により取付管設置の施行者に通知するものとする。

4 農業集落排水取付管設置工事検査結果通知書をもって、工事により造成した取付管が管理者に帰属したものとする。

(維持管理)

第9条 第3条第5号の規定に基づき帰属した取付管の維持管理は、管理者が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

建築用途	制限値
公民館・集会所	延べ床面積 400 m ² 以下
事務所等（トイレ、手洗い場のみ）	延べ床面積 400 m ² 以下
集合住宅（アパート）	10戸以下（1宅地2棟で合計10戸以下でも同名義なら可）
老人介護施設	定員 30人以下（スタッフを含む）
イートインなしの店舗	延べ床面積 200 m ² 以下
イートインありの店舗	延べ床面積 100 m ² 以下
飲食店	店舗面積 60 m ² 以下

- 1 この表に定める制限値を超えるものについては、申請書を受け付けないものとする。
- 2 前橋東部地区（前橋市小屋原集落排水処理施設で処理する地区）及び公田地区内の接続については、この表の規定にかかわらず、一般住宅の用途しか認めない。

